

女川原子力発電所に関する  
地元関係者及び事業者との意見交換

原子力規制委員会

女川原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換  
議事録

1. 日時

令和6年1月13日（土）14：30～16：30

2. 場所

宮城県女川オフサイトセンター

3. 議題

女川原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

4. 配布資料

(1) 出席者一覧

(2) 座席表

(3) 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

(平成29年11月15日原子力規制委員会開会)

5. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 委員長

杉山 智之 委員

地元関係者

村井 嘉浩 宮城県 知事

高橋 伸二 宮城県 県議会議長

須田 善明 女川町 町長

佐藤 良一 女川町 町議会議長

齋藤 正美 石巻市 市長

安倍 太郎 石巻市 市議会議長

熊谷 盛廣 登米市 市長

關 孝 登米市 市議会議長  
渥美 巖 東松島市 市長  
小野 惠章 東松島市 市議会議長  
遠藤 稔雄 涌谷町 町長  
竹中 弘光 涌谷町 町議会副議長  
相澤 清一 美里町 町長  
鈴木 宏通 美里町 町議会議長  
佐藤 仁 南三陸町 町長  
星 喜美男 南三陸町 町議会議長

#### 東北電力株式会社

樋口康二郎 取締役社長 社長執行役員  
金澤 定男 取締役 常務執行役員 原子力本部長  
高野 広充 取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当  
阿部 正信 執行役員 女川原子力発電所長

#### 事務局

大島 俊之 原子力規制庁原子力規制部長  
黒川陽一郎 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長  
新田 晃 原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長  
中桐 裕子 原子力規制庁長官官房総務課広報室長  
川ノ上 浩文 原子力規制庁女川原子力規制事務所長

## 6. 議事録

○川ノ上所長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから原子力規制委員会、女川原子力発電所、地元自治体、東北電力を交えての意見交換を開始いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、女川原子力規制事務所長の川ノ上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、原子力規制委員会委員長と委員より御挨拶いたします。マイクの関係がございますので、着席のままで御挨拶をさせていただきます。

それでは、山中委員長、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 原子力規制委員会委員長の山中伸介でございます。本日は、このような意

見交換の場を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の流行もございまして、原子力発電所の立地の地元の皆様との対話も一旦中断しておりましたけれども、私が委員長になりまして、昨年夏より再開することができました。

委員長としては、女川原子力発電所の地元の皆様との意見交換は初めてでございますので、本日は忌憚のない御意見、御質問をいただければと思います。

女川原子力発電所を視察させていただきますのは、本日で2度目になります。前は、審査を再開するための現地調査を行いますとともに、女川町の復興の様子を高台から拝見いたしました。6年ぶりに女川町を拝見することができ、さらに復興している様子を見ることができ、本当にうれしく思っております。

本年1月1日に能登半島地震が起き、大変な災害を石川県の皆様は経験されております。石川県の志賀町には原子力発電所もございまして。今回の件も様々、皆様、御心配なこともあると思いますので、御意見、御質問等をいただけたらと思います。丁寧に、できるだけ分かりやすくお答えさせていただきたいと思っております。本日は、よろしく願いいたします。

○川ノ上所長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、杉山委員、よろしく願いいたします。

○杉山委員 原子力規制委員会委員の杉山智之です。私は、2022年の9月に委員に就任いたしました。それまでは、日本原子力研究開発機構、茨城県の東海村にある研究機関であります、そちらで原子炉安全研究に従事してまいりました。

私、就任以来、このような自治体の皆様との意見交換、これに参加させていただくのは今回が初めてでございます。ですから、実はすごく緊張しております。その一方で、このような機会を非常に楽しみにしてまいりました。皆様の忌憚のない御意見を聞かせていただきまして、そして、この時間を有意義なものにしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○川ノ上所長 ありがとうございます。

それでは、本日の出席者を御紹介いたします。初めに、地元自治体の皆様でございます。

宮城県、村井嘉浩知事。

宮城県、高橋伸二県議会議長。

女川町、須田善明町長。

女川町、佐藤良一町議会議長。

石巻市、齋藤正美市長。

石巻市、安倍太郎市議会議長。

登米市、熊谷盛廣市長。

登米市、關孝市議会議長。

東松島市、渥美巖市長。

東松島市、小野恵章市議会議長。

涌谷町、遠藤稔雄町長。

涌谷町、竹中弘光町議会副議長。

美里町、相澤清一町長。

美里町、鈴木宏通町議会議長。

南三陸町、佐藤仁町長。

南三陸町、星喜美男町議会議長。

続きまして、東北電力株式会社より樋口康二郎取締役社長社長執行役員。

金澤定男取締役常務執行役員・原子力本部長。

高野広充取締役副社長副社長執行役員・原子力立地担当。

阿部正信執行役員・女川原子力発電所長。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進め方でございますけども、本日午前中に山中委員長、杉山委員が女川原子力発電所の視察を行っておりますので、まず最初に、その結果を含めまして、原子力規制委員会と東北電力との意見交換を行い、その後、地元自治体の皆様も交えた意見交換を行います。

また、御発言される場合なんですけども、マイクの下の部分、下部にボタンを押すところがございます。押したら赤く光りますので、押していただいて御発言をいただきたいと思っております。また、終わりましたら、再度ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。

この会合なんですけども、全体の終了でございますが、16時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、現場視察を踏まえました意見交換から始めますが、ここからは山中委員長に進行をお願いいたします。

○山中委員長 それでは、本日午前中の視察を踏まえまして、まず、私と杉山委員からコメントをさせていただいて、東北電力からも御発言いただければと思います。

まず、私のほうから、本日の午前中の視察に関してのコメントをお話しさせていただきたいというふうに思います。

非常に今回短い時間の視察でございましたけれども、前回6年前に視察をさせていただいたときには、審査再開直後ということもございまして、安全対策施設の工事、整備の開始が始まったところというところでもございました。今回は、かなり安全対策設備の工事も完了に近づいております、本日は、特に重要な施設を二つ程度拝見をいたしました。

一つは、完成いたしました防潮堤を見ることができました。地盤の補強工事、あるいは防潮堤そのもの、非常に審査の議論を経て、大変堅牢な施設ができたと感じております。

また、新しく設置をされました緊急時対策所、これは設備も非常に充実しております、万が一の場合への備えとして十分なものであるというふうな感じを受けました。いずれにいたしましても、安全対策工事、最終段階に今入っているというふうに感じておりますし、東北電力の地震・津波等の自然災害への感度の高さを、今回の視察でも感じることもできました。

私のほうからは、簡単でございますけど、コメントは以上でございます。杉山委員、よろしく申し上げます。

○杉山委員 私、本日の女川発電所の視察は4度目となります。実は、1回目は視察という立場ではございませんで、委員ではなく、日本原子力研究開発機構から規制庁に出向していた、一出向職員として審査に携わっております、恐らく2015年、2014年か15年と思うのですけれども、そのときの審査で女川発電所を見させていただきました。当時は、審査がまだ始まってそれほど時間が経っておらず、いろいろな計画は見ておりましたけれども、実際の工事等はまだまだほとんど行われていない状況でありました。

そして、委員になって、一昨年11月に来て、そして昨年6月に来てと、回を追うごとに、その施設の工事の進捗が進んでいるということがよく分かりました。

そして、本日、改めて見せていただきまして、先ほど委員長から出たように、防潮堤の完成度でありますとか、様々なところに関して工事がかなり進んだという、再稼働に向けての準備が着実に進んでいるという様子は見て取れました。

私たちは、それを安全のための備えとして審査に合格したものとして、計画ではなく、実際のものがきちんとできているか、これは事業者使用前検査、その確認をもって我々は

責任を持って行っております。そして、この先の話として東北電力に期待するところは、やはりその点検や保守を通して、その安全な状態を維持していただくことだと思っております。

今日午前中見て、そんなことを思いました。

以上です。

○山中委員長 東北電力から何か御発言ございますでしょうか。

○樋口取締役社長（東北電力） 東北電力の樋口でございます。

それでは、私のほうから、今の御発言を踏まえて、発言をしたいと思えます。

本日、山中委員長、そして杉山委員ほか、規制庁の皆様方に現在の女川2号、そして共通設備の安全対策工事の進捗状況を御視察いただきましたけども、今お話のあったとおり、着実に進んでいるということを実際に御覧いただき、御理解をいただいたものというふうに理解しております。

工事については、最終盤を迎えているところですけども、やはり我々としては、安全の実効性の向上に向けて、たゆまぬ努力をしていくということは当然ではございます。そして、地域の皆様方の御理解を得ながら、再稼働に向けてしっかりと進めてまいり所存でございますので、ぜひ皆様の御指導方よろしくお願いをいたしたいというふうに思えます。

あと、杉山委員のほうからお話ありました、やはり再稼働をしても、やはりその先には安定的に、そして安全最優先で運転していくということが何よりも大切だというふうに思えます。そういう意味でも、地域に向けての情報発信、丁寧な分かりやすい、そしてかつ迅速な情報発信についてしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。工事は最終盤に来ているという、私ども認識でございますし、安全対策工事、特に火災防護、系統分離に関する工事がまだ実施中という、今日報告を受けたところでございます。十分注意をしながら、細心の注意の下で工事を進めていただきたいというふうに思えますし、使用前事業者検査についても慎重に行っていただきたいというふうに思えます。我々、その上で、使用前確認を検査官のほうで行わせていただきたいというふうに思えます。よろしくお願いをいたします。

それでは、ここから地元の自治体の皆様を交えました意見交換に移りたいというふうに思えます。なるべく皆様方から御発言いただきたいと思います。時間の制約もございま

すので、最初に知事、そして御出席の町長、市長に御発言をいただきたいと思ひます。

まず、宮城県の村井知事、お願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○村井知事（宮城県） 知事の村井でございます。

本日は、このような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

本県に立地いたします女川原発につきましては、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災した原子力発電所でございます。このまま進捗すれば、事故が発生した福島第一原発と同型の沸騰水型原子力発電所としては震災後初の再稼働となる可能性もあり、本県のみならず、全国的にも注目度が高いものだという認識をしております。

このことを踏まえ、私から3点の要望と、先般発生した能登半島地震を踏まえた検証の必要性について意見を述べたいと考えております。

まず、1点目、女川原発に対する指導・監督の徹底と分かりやすい情報公開、情報発信についてであります。現在、再稼働に向けた安全対策工事を進めている女川原発第2号機につきましては、東日本大震災の津波をきっかけに発生した福島第一原発の事故の教訓を踏まえ、新たに組織された原子力規制委員会により、世界で最も厳しい水準まで強化した、いわゆる新規制基準に基づき、約6年2か月にわたる厳格な審査をした結果、令和2年2月に女川原発2号機の安全対策に関する基本方針や基本設計が基準に適合していると認められました。

今後、安全対策工事の完了後は、使用前検査の段階で、原子力規制委員会にて技術基準及び工事計画との適合性が確認されるものと承知をしております。既にお話のあったとおりでございます。

このように世界で最も厳しい水準まで強化したと言われる新規制基準に基づき、厳正に安全性について確認がなされている一方、県民にとって、福島第一原発事故の衝撃は大変大きく、今なお、その被害に苦しんでいる方もおり、厳しい基準に適合しているから安全・安心であるとは、簡単には受け入れられない県民もいるものと考えております。

原子力規制委員会におかれましては、このような宮城県の背景を十分御認識をいただき、女川原子力発電所の安全性が損なわれることのないよう、今後とも厳格な検査等を通して、東北電力に対し指導・監督を徹底していただくとともに、再稼働に当たっては、慎重に慎重を重ねた安全確認を行った上で、県民の不安を払拭するためにも、その結果を分かりやすく情報公開、情報発信していただきたいと思ひます。

2点目、女川原発2号機の耐震性についてでございます。先ほどから申し上げているとお



り、女川原発2号機は、東日本大震災で地震や津波の影響を受けた発電所ではありますが、東北電力は、安全対策工事の完了後、再稼働を予定しているということでもあります。

これに対し、県民からは、震災の影響を受けた建屋や設備は、本当に今後の使用に耐え得るのか、再び地震が来ても大丈夫なのかといった心配の声も聞こえてきております。このことにつきましては、原子力規制委員会における科学的かつ厳格な審査の中で確認されているものと承知をしておりますが、県としては、県民の目線に立った分かりやすい説明をしていただくということが重要だと考えております。ぜひ、この点につきましても御回答をいただければと思います。

3点目、原子力事故時の防災対策の理解醸成についてでございます。原子力防災の取組につきましては、周辺自治体住民にとって極めて関心の高い事項であり、県及び周辺の七つの自治体、市、町では、住民の安全・安心を確保するため、継続して原子力防災対策の充実・強化に取り組んでおります。

特に原子力災害時の住民避難につきましては、段階的避難への住民の協力が重要でありますことから、県及び周辺七つの市、町の自治体においては、これまでも住民理解を得るための取組を実施してきたところであります。

つきましては、原子力規制委員会においても、貴委員会が制定した原子力災害対策指針に基づく屋内退避等の防護措置や、一時移転等の防護措置の実施を判断する基準である空間放射線量率等について、周辺住民に対し、科学的根拠に基づき、丁寧に分かりやすく説明をしていただき、住民の安心確保に向けて主体的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、先般発生した能登半島地震を踏まえた検証の必要性についてであります。能登半島地震においては、半島部の陸路、海路が被害を受け、孤立地区が発生をいたしました。本県の牡鹿半島においては、東日本大震災以降、国の支援もいただきながら避難道路の整備等を進めておりますが、災害時の避難方法の多重化や、海路避難、空路避難を担う自衛隊、海上保安庁など、実動機関との連携等の重要性を改めて認識をしたところであります。

つきましては、内閣府など他の省庁の所管になる部分もございしますが、女川地域に限った問題ではありませんので、国としても、省庁横断で能登半島地震によるインフラや、発電所への影響について検証を行い、新たな知見が得られた際には、原子力発電所立地地域に対する必要な支援や対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

加えて、女川地域においては、住民の安全を確保するため、避難道路の整備など、原子力防災に対するさらなる支援をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○山中委員長 知事、ありがとうございます。私から、まず最初に四ついただいた御質問の中で、最初の二つについて、まずお答えをさせていただきたいと思います。

日本に存在します原子力発電所のうち、BWRで審査に合格をして、今後再稼働を進める発電所になる可能性のある女川原子力発電所2号炉でございますけれども、これについてきちっと審査、検査の中で指導・監督をしていただきたいという知事からのコメントと、それから、その結果についての分かりやすい情報発信の御依頼をいただいたところだと理解しております。

まず、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓に基づきまして、原子力に100%の安全はないということを肝に銘じまして、独立性と中立性を堅持して、女川原子力発電所の新規制基準適合性審査について進めてきた次第でございます。

また、耐震・耐津波方針はもちろんのこと、重大事故対策についても慎重に審査を進めてまいりました。

また、私自身、現場を見て、規制についてのいろいろな判断をすることができたと思っております。御要望のありました、分かりやすい情報発信にも努めたいと考えておりますし、私がやはり一番大切だと思っておりますのが、地元の関係者の皆様との丁寧な対話、それから規制に関する分かりやすい情報発信というのが重要な要素であるというふうに考えております。

この2年間、東京電力の福島第一原子力発電所には8回、現地の視察を行いました。原子炉の中にも1号炉から5号炉、丁寧に、入って調査を進めてきております。今年も頻度高く、福島、東北の現状を心に刻みながら規制業務を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、関係者との対話、情報発信に力を入れるとともに、厳正な審査・検査等を通じて安全規制を行っていききたいというふうに考えております。

二つ目のコメントでございます、女川原子力発電所の審査につきましては、東日本大震災の地震を受けた影響につきましても十分考慮した上で行ってまいりました。特に敷地内では液状化現象が発生しておりますので、地盤の影響、さらに原子炉建屋のコンクリートの乾燥収縮とひび割れ、これと発生しました地震の影響については丁寧に議論を進め、審査を行ってまいりました。

当然のことながら、今後起こる可能性のある地震に対して、あるいは津波に対してのこのような現象についての対策についても、審査の中では十分確認をしていると考えており

ます。

杉山委員、何か追加でございますでしょうか。

○杉山委員 ただいまの二つの点について、それぞれ簡単に追加させていただきます。

まず、分かりやすい情報発信という観点で、私たちが資料などを用意して分かりやすい説明に努める、これは当然のこととして、私たちが公開で行っている会合、委員同士の原子力規制委員会における議論、あるいは審査会合で事業者との議論、このプロセスにおいても、当事者同士がその場で分かり合える会合では、やはり不足だと思っております。

つまり、そのやり取りを聞いたときに、それぞれが何を言っているのか、例えば原子力規制委員会がこれを了承するといったときに、どんな理由で了承しているのか。それが会合を聞くことで、今以上に意図や考えが伝わるような発信の仕方をしたいなと考えております。これはまだすぐには実現すること、できることではありませんが、努力してまいります。

そして二つ目、かつての3・11の影響を受けた建屋が、まだ必要な強度を有しているかどうか、こういった御懸念をお持ちかと思えます。審査におきましては、もちろんそういった影響を定量的に考慮しております。考慮した上で、何が大丈夫と判断できるかを確認したか、これを申し上げますと、さっきの3・11の際に、僅かな亀裂等が生じて、それが今の強度の低下といえますか、剛性の低下を招いている。その上で、この次に、今の基準地震動レベルの地震を経験しても、それでもさらにその先の同様な基準地震動並みの地震に耐えられる、つまり次の地震に耐えられるだけでは駄目なんです、その後の大きな余震にも当然耐えられなければいけない。そこまで踏まえた議論を行って、審査において基準を満たしていることを確認いたしました。

以上です。

○山中委員長 知事からいただきました、三つ目と四つ目の御質問、コメントに対して、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

三つ目の知事からの御質問につきましては、原子力災害対策指針における、その屋内退避等の考え方について、さらに分かりやすく説明をいただきたいという、そういう御依頼だったかというふうに思っております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓等の一つとして、事前の原子力防災計画を十分に立てておくこと、これがございます。放射性物質による直接の被害ではなく、無計画な避難によって多くの方の命が失われたというふうに考えております。

PAZ、あるいはUPZのような重点区域の設定、あるいは緊急時の活動レベル、運用上の介入レベルの設定等を行って、それに基づいて事前に地域の防災計画を立案いただいて、緊急事態のレベルに応じた予防的な避難の実施や、避難、屋内退避の実施をいただくように、計画を自治体をお願いをしているところでございます。

原災法の10条、該当事象に認定された段階で、予防的避難の実施というのは、PAZ、5km圏内では極めて有効であるというふうに考えておりますし、区域内の防護施設の放射性物質に対する有効性は極めて高いものであるというふうに考えております。また、屋内退避についての有効性については、放射性物質の体内取り込みについては、コンクリート建屋では95%、木造建屋では75%の低減は可能であるというふうに、今考えられているところでございます。

透過性の高い $\gamma$ 線の遮蔽についても、それぞれの建屋で一定程度の有効性がございます。全面緊急事態、原災法の15条になった場合には、30km圏内、UPZ区域内の方には屋内退避を指示することになりますけれども、モニタリングの状況等によっては一時移転を判断する場合もございます。

また、解除についても、モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会のほうで助言してまいりたいというふうに考えております。

四つ目の知事からのコメントでございます。能登半島地震、この教訓から、やはり巨大な地震が生じた場合には、半島のような地形を持った場所では、孤立というような事態が生じるのではないかと、これについても十分検討してほしいという御依頼だったかと思いません。東北地方、特に宮城県は、過去の地震や津波に対して経験を生かされ、自然災害に対する防災計画・対策は十分なほどに充実されていると思っております。原子力発電所の複合災害につきましては、万が一それが生じる場合には、やはり自然災害が原因となる場合が多くあると考えられますので、自然災害の対策、避難所などを活用させていただくことで、屋内の被害、建屋が多く被害が出ている場合にも、原子力災害に対するの備えが可能であるというふうに考えております。

特に、この女川原子力発電所が立地されております半島の先端部、浜にはそれぞれ集会所が設置されているというふうに聞いております。この集会場を屋内退避等に有効利用させていただくことで、原子力災害に対する備えの一つとして考えていただけないかというふうに考えております。もちろん5km圏内のPAZ、あるいは準PAZの区域内に防護施設をより充実させていくことも重要であると考えておりますし、その点については、内閣

府と十分相談をしながら計画を立ててまいりたいというふうに思っております。

○杉山委員 私から、少しだけ補足させていただきます。3番目の御質問にありました屋内退避に関する考え方ですとか、あるいは4番目の半島の孤立、これは関係のある問題だと思っております。屋内退避をする前提として、屋内退避できる建物が残っているということは、当然ながら必要であります。孤立しても、まず、そこの方々が逃げ込むことができる建物が残っている、つまり原子力災害に対応するためには、まずその前提として、一般自然災害に対しても十分な備えが必要だということが、改めて、今回の能登半島地震で示されたのではないかと受け止めております。

この点に関しまして、この宮城県の皆様は、既にさきの震災でそういった御経験をされていて、そういった強化を既にされている、この点は、我々がむしろ参考にさせていただく点が多いのではないかと受け止めております。

我々としても、この屋内退避の考え方、これはまだまだ考えなければいけないことが多いです。というのは、退避して、一体何日間そこに退避していればいいのか、こういった問題。どういう条件の下でそれを解除できるのか、これは単純に時間とか、そういうことではなく、原因の元になっている原子力プラントの状態がもう既に安全な状態になっているかどうか、あるいは実際に放射性物質が、現在要求しているフィルターベント等を設けた上でも、それでも放射性物質が出てしまったかどうか、実際の状況に非常に強く依存しますので、なかなかシンプルな計画というのは立てられません。それでも、いろいろなことを考えて、そして我々はどういうことを考えているんだということを、これからも発信していきたいと思っております。

そのプロセスで、皆様からのアイデアもお借りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山中委員長 知事、いかがでございましょうか。

○村井知事（宮城県） 時間がないので、ぐるっと回った後で、また。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、女川町長の須田町長、お願いをいたします。

○須田町長（女川町） 女川町でございます。

今日は、こういう機会をつくっていただきまして、山中委員長、杉山委員がこの女川まで来ていただいて、機会をつくっていただきますことを、隔世の感を持ちつつ感謝を申し上げます。隔世の感というのは、当初は中立性というところがすごく重んじられて

というんでしょうか、自治体とは会わないぐらいの勢いで、ずっとコミュニケーションを取ることができませんでしたと。そういう中で、委員の皆様から地域との対話とコミュニケーションという言葉が何度も今もお聞かせいただいていることを、本当に前向きに受け止めさせていただいております。女川地域のみならず、これまでも現場に入られたということもあるでしょうし、これからもあろうかと思えます。ぜひ、地域側の考え方だとか、課題だとか、そういうことにも耳を傾けていただきながら、これからも原子力規制委員会の運営に当たっていただければと感想を申し上げつつ、まずはお願いをさせていただきました。

一つ、これからちょっと申し上げることは、地元のこと個別というよりは、これまで経験した中で、ぜひ考えていただきたい部分を、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが。その前提としてなんですが、女川原発2号機の審査が終了し、県、石巻市、女川町ということで、事前協議に対しての同意、また知事からは経産大臣への了解ということがございました。

最初のこれが2号機の申請ですが、7年ですか、約だったかと思えますけども、当時も、そして今も時折質問をいただきます、特に報道の皆さんからも聞くんですが、これはこの時間をどう捉えていますかと言われたときに、私は結果として、やっぱりこれだけ必要だったんだろうということを申し上げております。

現在も、追加対策工事において終了時期のまた見直し、後ろに多分数か月倒れるということで、つい先日話し合いました。これも当然、必要な対策を確実に打っていく、逆に当たり前のことなんだろうというふうに認識をいたしております。一つ一つの審査に対しても、これをちゃんとどういうふうにこういう事象に対応するのか、リスクに対応していくのかということ審査をいただくに当たって、そういうやり取りもあり、いろんな審議があつてとなれば、それを現場に反映するというのであれば、当然ながら一定の期間というんでしょうか、それは積み重ねた数だけ、やっぱりそれは理由があつてなってきたものであろうということでもありますので、それはやはり結果として必要だったんだろうということで、お話ししてきました。

実際、女川については、そのような認識は持たせてはいただいておりますけれども、当初から審査、これは女川のだけではなくて、よその発電所もそうなんですけども、やはりその体制の強化というのが随分望まれてきた。実際現実に、今は体制も幾分かは増強され、また事業者等との対話ということも充実化が図られてきているということ、いろい

るな場面で伺わせていただいております。

このことについても大変前向きには捉えさせていただいているんですが、ぜひその点も、さらに厚くしていただきたいと同時に、これは独立性という部分で御遠慮することなく、例えばこれは規制庁なのか、内閣府の担当大臣なのかちょっと分かりませんが、どういうふうな方に対してか分かりませんが、やはり必要な例えば資機材についても、人材についても、あるいは予算についても、機能としては独立はしてるわけですが、その機能をちゃんと果たしていくためには、やはり必要なものは必要なんだということを、やっぱり積極的に政治側なり行政側に対して打ち出していきたい。

と申しますのは、審査体制が、やはり脆弱性の辺りです、手薄というか、このままいきますと、結果的に発電所の存廃どうするかみたいな話が、ずっとこの時間が、本来2年で終わるものが、3年、5年とかかかっていることによって、次の手を打てないわけです、電力事業者も。日本全体で言いますと、エネルギー政策として、次、何をどの電源でということが手が打てないということになる。

つまり原子力規制委員会で審査をいただき、その結果によって、廃炉も含めてです、事業者は対応するわけですが、そのリードタイムが短くならないと、日本のエネルギー供給に本当に多大な影響がある、つまり我々の国民生活に影響があるということにつながっていきますので。実は、原子力規制委員会で担われている役目というのは、この原子炉とか原子力以外の、もっと大きい文脈のところに相当、私はコミットしているものだというふうに理解をいたしております。

だからこそ独立性ということは担保しつつ、やっぱり積極的に要望してほしいというお話をさせていただいたわけなんです。ぜひ組織全体でそういうふうな意識を持っていただき、委員長並びに委員の皆様方、その辺ぜひ必要なものは必要なんだと、このようにやっていくから、しっかりとそこは政治の側で担保してくれということを強く訴えていただければなというふうに勝手に思っておりました。これはこれまで見てきた中での私自身の考えというのでしょうか、でもございます。

ましてや、電気代がこれだけ高騰、資源価格が上がるという中で、原子力の役割ですとか、そういったもののいろんな声があります。以前よりは、現状を踏まえた容認の声が相当増えただろうというふうに思いますが、安全性は安全で、また別途これは厳格に審査されなきゃいけないものでもあり、そういう中でいろんなことの中でエネルギー構成だとか様々なエネルギーのセキュリティーです、安全保障ということも決まってくるわけですが

いまして。ぜひその辺しっかりと、政府側に対しても言うべきところを言っていただきたいというふうに考えております。

もう一つですけれども、情報発信というところで、ちょっと違う文脈でのお話をさせていただきたいと思うんですが。先ほどもお話に出ていまして、私も申し上げました、追加対策工事で系統分離で今作業が行われております。認可の審査は、その以前に当然終了をして、事前協議が終わって、設置変更許可が出ての工事ということで進めてまいったところに、追加対策工事でこちらは入ってきたものであります。SNS等々も含めて、これが要は規制の不適合隠しをしていたみたいなことを、選挙でも喧伝する方、政党がありました。ファクトチェック的に言うと、絶対フェイクニュースなんです、これ恐らく。というのは、規制審査が終了して了承された段階以前では、この追加対策工事の指示は多分なかったわけで、その後の対策です、それがバックフィットですね、いろいろ必要だからやったわけであって、それが不適合ということが平気で流布されてしまう現状。

これに対して、実は事業者も、原子力規制委員会というか行政側も、政治側も、あるいは事業者さん側も、誰もそのことにして丸とか、バツとか否定とかもしてないんです。私、事業者にそこは強く言いまして、やっぱり違うものは違うと言うべきだろうということで、一部ホームページのほうで客観的な見解というんでしょうか、ことについて事業者さんのほうはホームページで出されました。きちっと言うべきことは言っていくというのは、私、正しい姿だというふうに思っています。

例えば、今は原子力に対してネガティブなほうの方々のアクションのことをお話ししましたけど、ポジティブな方々も、ちょっとその事実はないよねということ、捏造じゃないんでしょうけども、これもやっぱりフェイクニュースで結構拡散させている方もいらっしゃいます。やっぱり中立というんでしょうか、客観的な情報がしっかりと届けられること、ニュートラルな情報提供です、政治的に何かいろんな色合いがつくとかそういうことではなく、やっぱり提供されることを、物すごく正確にちゃんと理解していく上でも、また判断をしていただくためにも、重要なことだというふうに考えます。

原子力規制委員会さんとしてどこまでできるのかというのは、ちょっと分かりませんが、やはりそういったところにもぜひ配慮いただくべきではないかなというふうに感じておったところがございます。

ちょっと大きい文脈というんでしょうか、直接立地の、女川のということではないお話でさせていただきましたが、ぜひそういったところを今後受け止めていただきながら、原



子力規制委員会としては活動なり、運営の中でやっていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○山中委員長 ありがとうございます。町長からのコメントとして、その審査の改善について。それから、2点目は、情報発信について、正確な規制についての情報発信すべしという二つの大事なコメントをいただいたかと思えます。

審査の改善につきましては、これは事業者と、その審査の内容について相互理解をきちんと進めた上で、お互いの誤解が生じないような形で審査を進めるように、できるだけ改善に努めているところでございます。

また、審査体制の強化については、当然のことながら、人材ですとか、機材ですとか、この点については、きちんと予算要求をしつつ、強化を進めてきているところでございますし、また、当然、審査に合格した内容について維持されているかどうか、これを検査の中できっちり見ていかなければなりません。この点についても、検査官の充実、あるいは、オフサイトセンターの充実については予算要求をきっちりとして、女川のオフサイトセンターでは6名の職員が勤めていただいておりますけれども、この点についても今後も強化・改善をしていきたいというふうに考えております。

また、2点目の正確な規制についての情報発信でございますけれども、ここは私ども、今日もそうですけれども、常に国民の皆さんに見ていただきながら、原子力規制委員会、あるいは審査会合を運営しておりますし。また、委員長自身が週に1回、記者さんの質問に答えるという形で、できるだけ規制についての正確な情報発信ができるように努めているつもりではございますが、なかなか努力はまだ足らんとところもございますので、今後も継続的に務めてまいりたいというふうに思っております。

今回の東北電力の火災防護対策についての工事、具体的には系統分離についての対策の工事についてでございますけれども、原子力規制委員会委員長としては、これは東北電力の自主的な、継続的な安全性向上の取組の一つであるというふうに理解をしております。何か不正があったというふうには思っておりませんし、これは他社で起きた事象の水平展開を、東北電力はしていただいたものというふうな理解をしております。

杉山委員。

○杉山委員 まず、最初の点ですが、審査の効率、審査プロセスの改善、我々の側の問題で、例えばリソース配分がうまくいっていないですとか、あるいは審査をする者の力量が足りない、こういった我々の問題に対しては、本当に我々の責任として改善を図ってまい

ります。この点はお約束いたします。

ただ、そのときに電力のニーズですとか、あるいはコストの問題、こういったものがあるからという点を考慮しない組織として、我々につくられました。これは結局簡単に言いますと、福島第一原子力事故より前は、そういった価値観が安全を見る目を鈍らせた、そういった反省から来ているところであります。ですから私たちは、確実な審査を行うために必要な時間は使わせていただきたいと思います、この点は御理解ください。

そして、もう一つ、情報発信の点。客観的な情報発信に努めますというのは、今回のような、一旦認可が通ったものを、改めて、またそれでは駄目だったということで、これは隠しとか、そういう意図的にそういったことが行われたとか、そういうことは我々申し上げることはしておりません。

ただ、結果的に、推測でものを申し上げるわけにはいかないんですけども、認識にずれがあったのだと私は理解しております。全て、もう100か所、工事する場所があったら、100か所を全部見ているわけではございません。代表的なところでもって考え方を確認してということをしておりますので、それ以外の場所で、事業者がこれでいいと考えたことと我々がこうあるべきだということ、その間で僅かな違いがあったことによって、今回のようなことが起こったと認識しております。

そして先行例があって、それを見て、これが良かったんだったら、それに従おうと2社目、3社目が同じことをやると、そういうような流れだったのではないかと私は理解しております。

こういったことは、もちろん今後起こらないように気をつけることはもちろんですけども、こういったことの説明というのは、やはりそういった何か意図を持って何かをしたかどうかとか、そういうところまでは我々が判断するものではございませんので、その点、御理解いただきたいと思います。

○山中委員長 よろしゅうございますでしょうか。

○須田町長（女川町） はい、大変ありがとうございました。最後のほうでお話しされた部分の、そのいろいろな例えば事業者だとか、いろんなものを判断する等々というのは、そういうものを別にして、我々は安全性を厳格にやるために、全くそのとおりで、私はよろしいと思っておりますし、むしろその姿勢を貫いていただきたい。

一方で、手薄なんで、三つ申請があったんだけど、一つしか受けられませんみたいな話は、やっぱりまずいだろうというふうにも思うわけでございまして。今後、全国でまた審

査を控えるというんでしょうか、今後まだまだ上がってくるんだと思いますけれども、うちの3号機もいつになるか、ちょっとこういったのも分かりませんが、いずれ数も出てくるという中で、組織としてフルパワーで、なるべく最大限と審査を進めていくためにも、できて厚い体制で臨んでいただければと思います。

あと、その具体例で申し上げました附帯工事に対するいろんな見方だとかでありますけれども、今、お二方より客観的にこれをお示しいただいただけでも、また違うだろうというふうには思うんです。そういう部分で、本当に客観的で、かつ届くといいましょうか、そういうふうなメッセージだとか、結果の結論の出し方ですとか、そういったところも、ぜひ今後とも継続していただければというふうに思います。そうすれば、いろんな形でニュートラルな理解にもつながっていくだろうというふうに思いますので、ぜひよろしく願います。

ありがとうございました。

○山中委員長 ありがとうございます。

続きまして、石巻市の齋藤市長、よろしく願います。

○齋藤市長（石巻市） すみません、石巻市長の齋藤でございます。

山中委員長、杉山委員におかれましては、本日このような機会をいただきまして、ありがとうございます。本市は、現在PAZと牡鹿半島南部の離島の準PAZに約1,500人、そしてUPZには約13万3,000人の方が暮らしております。

原子力災害時におきましては、全市民、13万6,000人もの方が避難及び屋内退避の対象となるわけございまして、常々、我々市民一人一人が、このことが重荷になっております、心の重荷になっております、それを御理解いただきたいと思っております。

そして我々の責務とすれば、全市民を安全に避難させること、これが我々の責務であり、私たちにとっては大きな重責にもなっているということございまして。このような観点から、女川原子力発電所の安全性、重大事故等への対処の実効性には、多くの市民の皆さんが強い関心を持っていると、寄せているということ、そういう状況にございます。

令和2年2月に開催されました原子力規制委員会において、女川原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可が決定された際や、同年の11月に女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定に基づく女川原子力発電所2号機における原子炉施設の変更に係る事前協議について了解する旨の回答をした際でございますが、この際にもコメントしておりますように、我々は常日頃から東北電力に対し、地域住民等からより一層の信頼を得られるよう、安全

性の確保に向けてしっかり取組を要請をしてまいりました。

なお、先日、東北電力の安全対策工事完了時期の見直し等について報告を受けましたが、東北電力に対しましては、これまでも工期ありきではなく、全てにおいて工事の安全、そして従業員の安全を最優先に取り組むよう、ずっと求めてまいりました。何事も工期が厳しいと、様々な面において支障を来しますので、周囲の声に流されず、安全対策工事の着実な実施に努めていただきたいと思います。そのためには、やはり工期というものを、しっかりと検討に検討を重ねていただいているということもありがたいんですが、さらに必要なときは、工期の延長等も含めて、しっかりと考えていただきたいと思います。

改めまして、東北電力におかれましては、13年前の東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や、東日本大震災での経験を忘れることなく、法令や安全協定の遵守はもとより、安全管理体制のさらなる強化に向けて、今後も真摯に取り組むことを強く求める次第であります。

また、安全対策についてでございますが、常に最新の知見を反映するとともに、確率論的リスク評価に係る評価手法の不断の見直しに加え、原子力発電所の安全対策に関する様々な情報について、地域住民に対して丁寧に分かりやすく説明していくことを、石巻市としても強く求める次第であります。

本市では、東北電力から原子力発電所の安全管理の状況をしっかりと聞き取り、立入調査の実施等により安全性を確認してまいりましたが、本市のみならず、宮城県、原子力災害対策重点区域に所在する市・町は、万一の事故の際にどのように住民の安全を確保するかを常に念頭に置きまして、避難計画の充実・強化に努めておる次第であります。

山中委員長、杉山委員を初めとする原子力規制委員会の皆様におかれましては、地域の住民の安全・安心につながるよう、東北電力と女川原子力発電所に対する監視・監督を徹底していただきたいと思います。

先ほど御発言ありましたとおり、先日発生した能登半島地震はあまりにも被害が甚大であり、地震と津波の影響が広範囲に及んだことから、原子力発電所の安全性を危惧する方も多かったことと存じます。震度7を観測した石川県の志賀町に所在する志賀原子力発電所、そして、震度5強を観測した柏崎市と刈羽村に所在する柏崎刈羽原子力発電所、ともに大きなトラブルはなかったものと認識しておりますが、災害時における原子力発電所の安全性には、多くの国民が強い関心を寄せておるということでございます。新規制基準に基づき厳格な審査が行われた女川原子力発電所2号機の再稼働と稼働後の安全性の確保は、

東北電力を初め、本日出席しております我々の責務であります。重ねてのお願いとなりますが、原子力規制委員会におかれましては、今後も引き続き、東北電力と女川原子力発電所に対する監視・監督を徹底していただきますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○山中委員長 ありがとうございます。2点、御指摘をいただいたかと思えます。原子力規制委員会に対しては、女川原子力発電所についての安全性について、厳しく監視・監督をするようにという御要望と、2点目は、能登半島地震での防災等についての知見、これをきちっと生かしていくようにという、二つのコメントをいただいたかというふうに理解をしております。

まず、御発言の中にもございましたように、原子力発電所の周辺の住民の皆様の負担感、あるいは不安というものは十分理解ができるところでございます。女川原子力発電所の安全性については、厳しく原子力規制委員会、監視をしてまいりたいというふうに思っております。4年前に新しい検査制度ができて、女川事務所のみならず、本庁から検査官が、原子力発電所のどのような情報、あるいは、どのような現場に対してもアクセスできるような検査制度になっております。原子力発電所の隅々について、厳しくこれからも審査に適合した状態が維持されているかどうかについて、検査をしてまいりたいというふうに思っております。

また、現行の原災指針で、十分にその複合災害について対応ができるというふうには考えておりますけれども、能登半島地震での防災についての知見についても、今後、原災指針の改善、あるいは見直し等についても原子力規制委員会で議論してまいりたいというふうに思っております。

杉山委員、何か追加でございますか。

○杉山委員 いただいた御質問、コメントの中の、その監視・監督の徹底という点に関してでございますけれども、今ありましたように、この新しい検査制度の中でそれを実施していこうと考えておりますが、この場合、従来と違って現在の検査、これは事前に決めたチェックリストに従って、この項目オーケー、この項目オーケーというように、そのようにやっていくものではございません。もっとフレキシブルに、例えばちょっとしたいつもと違うという違和感から、その背後に隠れているようなものも見つきたいという、そういう思いで設計している検査制度であります。ただ、それを実現するためには、やはり検査官の力量も必要です。これは非常に難しいことです。つまり、プラントのそういった詳細

まで知っていなければ判断できませんから。あと、そういった人材の育成も含めて、私たちは、今いただいたような監視・監督の徹底、こちらを実施するために努力してまいります。よろしく願いいたします。

○齋藤市長（石巻市） ありがとうございます。ただ、ちょっと申し上げますと、我々、自治体、石巻でございますが、東北電力さんおいででございますが、常に連携は強く取らせていただいております。ですから、いろんな事象があっても、すぐ連絡が来たり、今後の対策とかというのは、我々も共有している、そういうことが私は必要だと思いますので、電力様はその我々の思いをちゃんと酌み取ってやっていただいていることはお伝えさせていただきます。

今、杉山委員おっしゃったように、検査のやり方として、こういう検査基準でこうだという、そういうプロセスにのっとった検査も大切なことではありますが、それは当たり前のことではありますが、さらにその奥の検査というか、奥の何かを見つけて、それを是正するという、そういう技術者をこれからも養成するということではございますが、まだまだ私はその面が足りないと思います。そのことについても、今後の安全性を確保する上では、ぜひとも必要なものですから、今後ともしっかりとお願いしたいと思います。

以上であります。

○山中委員長 ありがとうございます。検査制度そのものについても、日々改善をしてみたいというふうに思いますし。原子力発電所、女川に限らず、きっちりと監視して、安全性の向上につながるような検査にしてみたいというふうに思っておりますので、また、よろしく願い申し上げます。

次に、登米市の熊谷市長からお願いをしたいと思います。

○熊谷市長（登米市） はい、お願いをいたします。UPZ圏になります、宮城県北部に位置をいたしております、登米市長の熊谷でございます。どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

本日は、山中委員長、そして杉山委員には、このように地方の我々、地域の意見を聞いていただく機会を設けていただきましたことに、まずは感謝を申し上げたいと、そういうふうに思います。

私からは、2点、確認をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。現在、再稼働に向けて2号機の安全対策工事を進めておりまして、先日、工事の遅れにより再稼働時期の延期が発表されましたが、住民の安全確保最優先の面から、それでよろしい、そ

ういうふうに私どもも認識をいたしております。

また、安全対策工事については、安全対策に関する基本方針や基本設計が基準に適合していると認められておりますが、先ほど知事がお話ししたように、大震災級の地震や津波などが来た場合、本当に大丈夫なのかと、やはりうちの登米市民の声も大分多く寄せられておることは事実でございます。

元日に発生いたしました能登半島地震においても、道路の寸断、あるいは災害対応の遅れにつながる被害も確認をされておると思っております。このような大規模災害時は、外部からの応援がない場合も当然想定されますけれども、そのような場合の対策はどのように考えておられるのかをお聞きをしたいというふうに思います。

また、UPZ関係市町は、東日本大震災以降、女川原発の万一の事故に備え、避難計画を策定し、国及び県主導により、住民も参加をしながら、原子力災害に係る避難等の防災訓練を行うなど、避難計画の実効性向上に努めておるところでございます。

福島原発事故では、風の影響もありまして、30km圏外にも被害がございました。女川原発で仮に事故があった場合、30km圏外にも影響が及ぶような場合、国では原子力災害対策指針にあるUPZ内の対応に準じて、状況に応じ、臨機に防護対策を行うとされておりますが、緊急時に対応できるかどうか、これをお聞きしたいと思います。

私は、この2点お願いをしたいと思います。

○山中委員長 まず、今回、能登半島地震の際に孤立した集落ができた。こういう状況で、果たして原子力災害というのが複合的に起こった場合に、どのように対応できるのかというのが、まず1点目の御質問だったかと思えます。

まず、その点についてお答えをさせていただきますと、私ども原子力規制委員会の務めとしては、科学的な、あるいは技術的なアドバイスを自治体にさせていただくと、これ原発指針という指針に基づいて自治体にこういうような対策を講じてくださいというお願いをするとともに、国の内閣府の原子力担当との密な連携を取っていただいで対策を実行していただくことにしているわけでございます。

今回のように孤立した村ができた場合に、先ほどもお話をさせていただきましたように、まず、自然災害に対する備えというものが、当然、宮城県、東北地方というのは過去の地震・津波の御経験を生かして、設備等、充実されているというふうに理解をしておりますので、そういう避難所等を有効に利用することで屋内退避等の実施はしていただけるといふふうには理解しておりますし、予防的避難についても、半島の先端部等の領域、あるいは

は孤立した村や町ができた場合には、ヘリや、あるいは船による避難ということも考えなければならないというふうに思っております。

ただ、やはり通常の建物ではなくて、放射線に対する防護ができるような防護施設の充実ということも考えていかなければならない対策の一つであろうというふうに思っておりますし、この点については十分、原災指針の中でも、現状でも読み取れるとは思いますが、けれども、改善するところは原子力規制委員会の中で議論をして指針は改善してまいりたいというふうに思いますし、そのような改善した指針に基づいて国と自治体のほうで協力をして対策を講じていただければというふうに思っております。

もう一つ、30km以遠、いわゆるUPZの外側での対策というのは一体どうなっているんだということ。当然のことながら、原子力発電所の安全対策というのは、福島第一原子力発電所の事故の教訓に基づいて、できるだけ、放射性物質が放出されるような事故が起きても、福島事故の約100分の1以下に抑えるような対策というのが現状で取られているところでございます。したがって、非常に距離の離れたところで重大な放射性物質による被害が生じるとは現状では考えにくいところではございますけれども、これは実際に放射性物質の放出というのが万が一の事故の場合には、モニタリングという、放射性物質のモニタリングというシステムを各所に設けておりますので、その結果に基づいて30km以遠でも一時の避難、あるいは待避、屋内退避のようなことをしていただくという指示を着実に出していきたいというふうに思っております。

杉山委員からお願いします。

○杉山委員 原子力災害に関して、我々が基本的には、オンサイトという言い方をしますが、けれども、原子力発電所の敷地よりも内側の部分で達成しなければいけないのは、放射性物質の敷地外への放出を起こさない、あるいは仮に起こった場合でも極力低減する、こういったことに尽きると思います。そのために私たちは審査を行っていると言っても過言ではありません。そのときに様々なことを仮定いたします。例えば、自然災害起源ですと、いろんな事象を考えますし、発生頻度が極めて低いと考えられるレベルの大変厳しい状況まで想定いたしますし、物理的に可能であれば、あらゆる組合せも試みます。

その上で、もし炉心損傷が防げない場合でも、つまり炉心が溶けてしまうようなケースを防げない場合でも、次に格納容器できちんと守る。では、今度、格納容器が守れなかったらどうなるか。それでも、飛散するものを少しでもたたき落とすように放水砲で水をかけるなり、そのように何か一つで守り切るのではなくて、それが駄目なら次、駄目なら次



というように。それらが全てうまくいかなかったときに、初めて外に出る。外に出たときに、初めて防災という、これは住民の皆様の方々の力も借りてダメージを少しでも低減する。そういう多段階の考え方で私たちは安全を確保しようと思っています。

まず、そうした中で、ですから、最初から外の住民の方々に迷惑をかけるようなことがないようにするというのが我々、あるいは事業者の最大の目指すところであります。まず、それを御理解いただきたいということです。

○熊谷市長（登米市） 福島原発の事故が非常に大きな教訓になっているんだと、今、改めて認識をさせていただきました。登米市は九つの町が合併して一つの市になったわけでございまして、実は、UPZ圏内に当たるは、そのうちの二つだけなんですね。もともとの自治体が。それで、それ以外の登米市のそうしたUPZに当たらない地域にも、今もって8,000Bqを超えるいわゆる指定廃棄物が大量に残っております。ですから、やはりUPZ圏内だけそういうものでないということは、絶対にそのとおりでと私自身も思っておりますので、この辺はぜひ御理解をいただきたい。

それで、今、言った指定廃棄物も、今、環境省、あるいは東京電力、特に環境省に強力にお願いをいたしておりまして、何とかしてくれということは今ようやく動き出しておるところでございますので、やはり放射能の汚染というものは非常に長い時間かかるものだという事を我々も今、登米市民、認識をいたしておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○山中委員長 コメント、ありがとうございます。杉山委員からもお答えさせていただいたように、原子力発電所そのものの安全対策ということについても、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓に基づいて、できる限り放射性物質の放出を低く抑えるような努力をしておりますし、また、UPZの範囲というのは国際的な基準の最大の範囲をもってUPZの30kmというのを決定しておりますけれども、それ以遠についても、我々、モニタリングの結果に基づいて適切な指示を万が一の事故の際には出してまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも、その点については改善に改善を重ねてまいりたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

それでは、次に、東松島市の渥美市長、よろしくお願ひいたします。

○渥美市長（東松島市） UPZに位置しております東松島市長の渥美でございます。山中委員長さん、杉山委員さんに、このような機会をいただいて感謝申し上げたいと思います。

私は、実は昨年の5月に福島第一原発事故によって被災した南相馬市を視察してまいり

ました。南相馬市の門馬市長さんから震災当時の状況について説明を受けたわけですが、事故発生前までは避難対象区域、10km圏内であって、南相馬市は10km圏内から外れていたために避難計画なんか必要ないと言われていたと言っていました。しかし、事故後、10km圏外にも、もちろんすぐ避難指示が発令され、30kmどころか40kmも含めて皆、避難区域となって、いろいろ大変だったという話を聞いております。

その後、市長の話の後に私は担当の職員の皆さんに20km圏内、30km圏内、40km圏内と、みんな南相馬市を見せて案内いただきましたが、今、先ほど熊谷登米市長さんの言うように、30km圏内だけじゃなくて40km圏内に行っても、まさに人はあまりほとんど見受けられず、草木は生い茂って大変な状況になっておりまして、やっぱり事故の大きさ、大変だなと改めて感じてきました。

東松島市は30km圏内のUPZに約、人口3万8,000人の92%、3万5,000人近くがおりますんで、市としては8%を除くというわけにいきませんので、全ての100%を対象に避難計画を作成しながら、国・県との連携の下に避難訓練などを実施しております。女川原発で福島第一原発と同様の事故が、もし発生した場合、やっぱり様々な形で大混乱が起きてしまうんじゃないかなと危惧しているわけでございます。

特に、先ほどから熊谷登米市長さんも言っているように、UPZが原子力発電所30km圏内としていることは国際原子力機関のIAEAの基準で最大限、先ほど山中委員長が言ったとおり、そういうことで国が定めているということは承知しておりますけど、やっぱり福島原発の場所を見てくると、現地を実際に視察した場合、30km圏内と決めておくこと自体が問題ではないかなと私は思ってきました。ぜひ、少なくとも40kmの範囲までは拡大する必要があるんじゃないかと。

国際基準はそうであっても、日本の基準としてそのぐらいやっていかないと、今後やっぱり問題があるんじゃないかなと私は思っておりますんで、このことについて山中委員長さんと杉山委員さんの原子力規制委員会の考えについて、まずお伺いしたいなと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。UPZ、重点区域の範囲を30kmに制限してしまうことの問題点があるんじゃないかという貴重な御指摘をいただきました。御心配の向きは、非常によく理解できるところでございます。我々の東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓として、まず事故を起こさない、あるいは仮に事故を起こしても放出される放射性物質の量をうんと小さくするという、この努力というのが、まず新しい基準、規則、これ

に適合した原子炉しか動かさないという、ここにあるかと思えます。

大きな目安として、東京電力福島第一原子力発電所の事故の際には、セシウムという放射性物質に置き換えてみますと1万TBqという量が放出されたというふうに言われておるんですけれども、現在の基準では、その100分の1に抑えられるように対策を取りなさいというふうな指示を発電所にはお願いをしているところでございます。したがって、万が一、そういう事故が起こった際のいわゆる対策として、まず100TBqという福島の100分の1程度放出されるという、そういう事故を想定して防災を考えていただくというのが今の原災指針でございます。

また、範囲については国際基準に基づいて30kmというところを設定はしておりますけれども、当然、その以遠は何もしないというわけではございませんで、事故が生じた場合の緻密なモニタリングによって、どういう放射性物質がどこに移動していつているか、あるいはどれぐらい移動していつているかということ判断しつつ、UPZ30km以遠についても適切な指示を出せるような、そのようなお願いをしているところでございます。

追加で何かございますか。

○杉山委員 今、PAZ、あるいはUPZ、この考え方は、今、方向に関係なく、同心円状に全ての方角に対して等しく定められております。ですけれども、先ほどおっしゃられた福島第一原子力発電所の事故の影響が及んだ範囲、それが30kmを超えていた、確かにそういうところもございました。それは、福島第一原子力事故の場合に放出された放射性物質が多いというだけではなくて、やはり風向きというものもございました。つまり、実際のところはどの方向に飛んでいくか、そういったところで簡単には言えないところが多々ございます。そういった全ての状況を踏まえて、私たちは全ての方向を等しく30kmまで、まずは準備をいただくということで決めたものでございます。

ですから、実際に、不幸にして、また何らかの事故があったときに、やはり30km先は関係ないんだ、そんな態度はもちろん取りません。そのためにも、周囲モニタリングを徹底いたしまして、実際にどちらの方向に出ているのか、そういったこと、状況に応じていろんな御指示を出します。そのときに、もし30km以内だけでは不十分であれば、その先の皆様にもひょっとしたら移動していただく、そういったことも考えてございます。その点、御理解いただきたいと思えます。

○渥美市長（東松島市） 今、説明を受けまして、福島当時より100分の1ぐらいに低くしているから。そうであれば、そういうようなアナウンスをもっともっとしておく必要があ

るんじゃないかなと思うんです。我々地域に対しても含めて。我々、今、UPZの地域ですから、まずは屋内退避して、いろいろ国・県等から指示をいただいた上で、その後、風向き等を考慮して避難するような体制をつくっておりますんで、もう少し、その辺についても発信力を強めて安全な流れが今できているということを発信してもらわないと、まだ福島状況が残っていますんで、残像が残っておりますんで、ぜひお願いします。

あわせて、UPZというのは、では何なのやというところがあるんですよ。訓練だけしているんですよ。経費だけかかって、非常に重荷なんです。ぜひ、その辺は、原子力規制委員会を含めて何とか国のほうにも。全国でもUPZの自治体、結構あるわけですけど、その辺も含めて対応の在り方というのが。全国の中でもUPZで非常に待遇されている地域と待遇されていない地域というのがあるものですから、やはり国として、その辺は一定の基準があつていいんじゃないかなと私は思うんですよ。ぜひ、その辺も。ここですぐ結論はいいですけど、そういうことも含めて検討してほしいと思っておりますんで、よろしくお願いします。

○杉山委員 まず、1点。従来よりも、従来というのは、失礼しました、福島第一発電所事故のときよりも低いレベルに抑えられているというのは、我々の目標ではあります。ただ、それが達成されたかどうかというものを保証できるものではない。ですから、私たちは、より厳しい条件で防災を考えていただきたいと考えております。

そして、確かに、非常に多くの方々を巻き込んでいる、それは非常に心苦しいところではあるんですけども、やはり実際に防災計画が成立するためには現実に動いていただく住民の方々の御理解と心の準備が必要で、計画を自治体の皆様に立てていただいただけでは不十分だと思っております。そういう意味では、確かに、負担を強いるところは大変心苦しいんですけども、そこは、そういったところに自分がおられるということを個々の住民の方が認識していただくためにも必要なことかなと思っております。その点、御理解をお願いいたします。

○山中委員長 私どもが担当しております原災指針、これについて自治体の皆様に分かりやすく御説明する、あるいは住民の皆様に説明していくということは今後も続けていきたいというふうに思っておりますし、UPZの住民の皆さん、あるいは自治体の方々に非常に大きな御負担をかけているというのも事実ですし、この点については実際の実務担当の内閣府にきっちりとお伝えをして、自治体と国との密な連携というのが必要でございます。

福島第一原子力発電所の事故の教訓として、計画がなかった、あるいは訓練をしていな

かったというところが、あのような直接の放射線の被害ではない、避難によってお亡くなりになった方が多く発生しているという非常に不幸な結果を招いておりますので、この点については、私どもも改善の努力をしてまいりますし、国の内閣府のほうからもきちっと自治体と連携をして計画を立て訓練をするという、この点については進めていただきたいと思いますというふうにお願いとして申し上げたいと思います。

○渥美市長（東松島市） どうぞよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、涌谷町の遠藤町長、お願いをいたします。

○遠藤町長（涌谷町） どうぞよろしくお願い申し上げます。

原子力規制委員会の皆様とお会いするのは初めてでございますので、思いつきのままに言わせていただきますけれども、私のほうからは、どんな原子力災害が発生するかは予測できませんけれども、この前の福島原子力発電所の例に倣いますと、やはり一番お聞きしたいところは、この前は水蒸気爆発したときに、どうもベントが、理論上、取り付けたんだけど実戦向きじゃなかったというような話も聞いておりますし、今回は、それが。先ほど1万TBqを100分の1にというのがありましたけれども、それと関連するのかなと思って今日はお聞きしておりましたが、それでバグフィルタじゃなくてベント、ベントが実際にこの前のようなことがなく減圧するというような形に改良されているものなのか。

また、そこから先に、さらに放射性物質の拡散を防ぐために、ほかのフィルタをつけて、私の分かる範囲では二重ぐらいに守ろうとしているのかなと思います。昔話のように、鬼に追いかけられた人がお札を投げて山を出して時間を稼いで、その次に川を出して時間を稼ぐというような、逃げるようなものだなと思っておりましたけれども、これは避難との関係、それから自治体として情報収集の時間を取れるということにも関わりますので、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ。今回の能登半島地震において倒壊した家屋というのは、どうも地震の揺れというか周期といいますか、そういったようなものによって倒れたり倒れなかったりしたということで、今回の2号機などは、どのような性質の地震に対応できるかということの、そういうものに基づいてつくられたのかなと。これは先ほど知事がお聞きしておりましたけれども、その中で本震に耐えられ、また余震にも耐えられるとありましたけれども、地震の性質というのは様々な条件で違ってくるように思いますので、その辺の検証というのはどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○山中委員長 二つ御質問があったかと思えます。まず、万が一の原子力の事故が起こった場合に、実際に先ほどからお話ししている放射性物質の放出を100分の1に本当にできるのか、あるいは時間的な余裕はどうなんだという、そういう御質問が、まず1問目だったと思えます。二つ目は、実際に女川原子力発電所2号炉の審査において、地震というものをどういうふう考えたんだという、そういう御質問だったかと思えます。能登半島地震と違うのかどうなのかという、そういう御質問だったかというふうに理解しております。

まず、万が一の原子力災害に備えて、これはやはり福島で起こった様々な現象、放射性物質が大量に放出された、あるいは建物が水素爆発をした、こういった現象を防ぐため、あるいは、万が一そういうことが起こっても、できるだけ時間を稼ぐ、あるいは放射性物質の量を減らすという、そのために冷やすための水の量を増やすとか、あるいは水をきちっと原子炉の中に入れる道具を増やすですとか、電源の種類を増やす、あるいは量を増やすという、そういう強化対策を取っております。

さらには、そういう重大事故、原子炉が損傷する、原子炉が溶けてしまうというような事故が起きた場合に低減させる、あるいは、そういう事故が起きないように対策を取るための方法も幾つか取っております。その一つが御発言の中にもありましたフィルタベントという、放射性物質を取りながら希ガスという、あまり化学的に活性でないガスだけを放出させるような、そういうシステムを設けたりしております。

2番目の地震でございますけれども、これはもう宮城県、あるいは東北地方の自治体の方、あるいは住民の方々にはよく御承知だと思うんですけれども、東北地方で起こる一番考えないといけない地震というのがプレート間地震でございます。当然のことながら敷地内に、あるいは敷地のそばに活断層があり、それが原子炉に影響が出るような場合には、その影響についても審査の中で、できる限り見てきたつもりでございます。

少し今回の能登半島で起こった地震と女川原子力発電所で生じる可能性のある地震というのは性質が違うところがございますし、いろんな周波数帯での地震の強さ、加速度というのは今回の能登半島の地震とは若干異なっているところがございます。そこもきちっと原子力発電所の場所場所で、そういう評価というのは、できる限り審査を行っているつもりでございますし、また、新しい知見が今回、何か得られましたら、その点についても反映をして、バックフィットという制度を設けておりますので反映してまいりたいというふうに思っております。

杉山委員。

○杉山委員 補足させていただきます。

まず、ベント、放射性物質を除去する機能のついたフィルタベントというものが今、設置されております。これの使い方というのは、まさに御質問の中でおっしゃっていただいたように時間を稼ぐ、こういった運用を行います。といいますのは、フィルタがあれば、そのまますぐに出すかといったら、それは、それでは。やはり、フィルタがあるからといって100%の効果はありません。ですから、ある種の放射性物質は出るわけです。それが、周辺の皆様が避難をしているときに、そういった放出があってははいけません。ですから、フィルタベントは時間を稼ぐという運用が行われます。行われるという、そういった計画を我々原子力規制委員会は審査の中で確認をしてございます。まず、一つ。

そして、地震の性質という言い方をされて、それは、今、委員長の回答の中にもありましたけれども、周期帯、周期ということかと思えます。周期というのは揺れが一往復するのにかかる時間ですけれども、これが0.01秒なのか、0.1秒なのか、1秒なのか、それによって影響を受ける建物や設備が異なります。ですから、まず、地震として起こる、どんな周期の揺れがどれだけの強さで起こるかという、こういったものをまず評価いたしまして、それに対して、ある周期で壊れやすい設備・建物というものが一体どれだけの強度を持っているかということと比較して、その上であらゆるものが強度を維持しているという、そういった確認を行っております。

ですから、今回のような長周期帯、1秒かかるような比較的ゆっくりした揺れ、これに対して確かに木造家屋、弱いですから一般家屋はたくさん倒壊しておりますが、そういった点の考慮はなされております。

○遠藤町長（涌谷町） 地震に関しましては分かりましたというか、それ以上質問はありませんけれども、ベント排気につきましてはこの前と明らかに違っていると、私はそういうふうに認識しておりますので、だったらば、そういうのを先ほど皆さんが言っているようにしっかり説明して、どの段階まで安全性が高まったかというのを数値で言っていたかと、少しは。どんなに説明しても心配な方はずっと心配な方はありますけれども、それでも、どの段階まで改良されているということはいろんな報道として言っただけだと少しはいいのかなと思います。

それから、ベントフィルタ、バグフィルタは100%でないと言いますけれども、私は、この場合は強い濃度の場合においてでありますけれども、一般焼却に関してはかなりのレベルで捕捉するという認識を持っておりますけれども、そこを同じく御発言なさりますと

非常に困るところがありますので、その辺は御発言は十分検討して御発言いただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。住民の方々の御不安、これについては、規制上の取組について、できる限り分かりやすく説明して御理解をいただけるような、そういう場をこれからも設けていきたいというふうに思いますし、規制でこういうふうなことを安全上、求めているんだということについての説明については、当然、女川の事務所の職員も対応できますし、本庁から御説明に伺うこともできますので、御要望があればおっしゃっていただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、美里町の相澤町長からお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○相澤町長（美里町） 美里町町長の相澤でございます。今日は、山中委員長さん、杉山委員さん、本当にありがとうございます。このような機会を設けていただきまして、感謝を申し上げます。

申し上げるまでもありませんけれども、私たちは皆、東日本大震災を経験しております。私自身も福島に何度も足を運びながら、あの現状をつぶさに見てまいりました。福島県の13年も経過した今、なお避難生活を余儀なくされておりますし、我々、この地域も農業が主たる産業でございますので、いろんな形で農林業系、汚染廃棄物の処分など、まだまだ多くの負担を強いられているところでございます。このような機会に、いろんなことを胸襟を開いてお話をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、先ほど熊谷市長、渥美市長からと同様の意見なんですけれども、まず1点目。4点ほどございます。1点目、原子力災害対策指針にある住民の防護措置について、お伺いをしたいと思います。

原子力災害対策指針に基づき、各市・町が避難計画を策定しておりますけれども、実効性の確保が大きな課題になっております。特に、屋内退避については多くの不安の声をいただいております。また、本町では福島を教訓として、UPZ圏外の防護措置についても避難計画に盛り込んでいるところでございます。本町には人口約2万3,000人がおり、このうちUPZ圏内には30世帯100人が暮らしております。エリアの垣根を越えて全町民の命を考え、全町を防護措置の対象としているところでございます。この点を踏まえてお伺いいたしたいと思います。

屋内退避について、指針には段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋



内退避を原則実施しなければならないとありますが、長期の屋内退避による心身の健康リスク、物資の枯渇、支援物資が届けられないなどの別のリスクもあると考えます。屋内退避は何を基準に誰が解除するか、お伺いをしたいと思います。

また、指針ではUPZ圏外は事態進展に備えた対応、状況に応じてUPZ圏内と同様の防護措置を講ずることとされておりますが、本町のように一部でもUPZに入っている区域がある市町村は、全域の問題としてあらかじめ避難計画を策定することを推進する考えがないのか、お伺いをしたいと思います。

また、冒頭申し上げたとおり、私たちは東日本大震災を経験し、福島の大変な現実を見ております。原子力災害には非常に敏感でございます。事故が起きたら逃げたいという心理は当然だと思う一方、指針や避難計画によらない行動もたらす危険性も承知しております。この指針を出されている責任ある立場として、自治体任せだけにするのではなく、主体的に住民の理解を得るための活動、実効性を高めるための活動を今まで以上に取り組んでいただければと思います。よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目、特定重大事故等対処施設の関連でお伺いをいたします。福島の事故の教訓の一つに、あらゆる事態を想定した備えをすることが上げられると考えています。ロシアによるウクライナ侵攻により原子力発電所が標的とされ、非常に危険な状況に陥っていることは紛れもない事実でございます。原子力規制委員会が令和5年10月4日付で設置変更許可をした特重施設は、あくまでもテロリズム等、故意による航空機等の衝突を想定した施設でございます。他国の武力攻撃までは想定していないものと認識しております。特重施設がどの程度まで耐えられるということもあると思いますが、現実問題としてウクライナの原子力発電所が脅威にさらされている今、原子力規制委員会が他国による武力衝突が発生した場合の発電所の安全性の確保について、また対処について、どのように考えておられるのか、お伺いをします。

次に、3点目でございます。世界一厳しい安全基準について、お伺いをいたします。当時の田中元委員長が新規制基準について、世界一厳しい安全基準をつくった旨を発言され、政府でも度々この言葉が使われております。新規制基準は深層防護の考えを基本におつくりになられたものと承知をしておりますが、何をもち世界一とおっしゃっているのか、また、現在も原子力規制委員会としてその認識に変わりがないのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、原子力規制委員会の使命として原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を

守ることとありますが、使用済核燃料の問題もこの使命に合致するものと私は考えております。そこで、原子力規制委員会では、これまで使用済核燃料の処分についてどのような議論をしてきたのか、最終処分場が決定していないにもかかわらず原子力規制委員会の設置変更許可に基づき全国の原子力発電所が再稼働なされていることについて、どのようにお考えなのか、お伺いをします。

また、もし女川原発で再稼働がなされれば、廃炉作業と稼働の二つが同時に進むこととなり、地震等の発生時にきちんと両面のオペレーションや安全性が確保されるような体制が構築されるよう、原子力規制委員会として適切に指導・助言されることをお願いを申し上げます。

私からは以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山中委員長 四つ、御質問、コメント、いただいたかと思えます。

まず、一つ目、原災指針についての基本的な幾つかの考え方を教えてほしいという、そういう御要望でございましたし、また、原災指針について住民の理解を得るための活動を原子力規制委員会できっちりと行ってほしいという一つ目の御要望だったかと思えます。

まず、これまでもお話をさせていただいているとおり、UPZ圏内では、原災法の15条という事象が生じた場合には屋内退避をお願いをしているところでございます。ただ、御指摘のとおり、屋内退避を例えば数日間以上ずっと続けるというのはかなり困難なことだろうというふうには私どもも考えておりますし、この点については今後、原災指針の改善をしていかなければならない、あるいは、どういうふうに自治体、住民の皆さんに対応していただかないといけないかということについて、明示的にお示しする必要があるかというふうに思っておりますし、原子力規制委員会でも議論をしていかなければならない重要な点だというふうに思っております。

解除をどういうふうにしていくのか。私自身、考えておりますのは、やはりモニタリングの結果に基づいて、当然、一旦、屋内退避から。屋内退避は有効なんですけれども、放射線防護という観点では有効なんです、災害避難という観点からしますとやはり限界がございますので、変更のタイミングというのをどのようにしていくのかということについては、今後、明示的に改善をしていく必要のあろう点だというふうに思っております。私自身は、モニタリングの結果に基づいて一時避難に変更するタイミングというのも考えないといけないと思っておりますし、それは原子力規制委員会として科学的な助言というのを万が一の際にはしていかなければならない重要な課題だというふうに理解をしております。

また、30km以遠についてのきちっとした計画を立てる指示についても、これは先ほどからお話ししているように、原子炉の施設で安全性向上というのを十分図っているということは御理解をいただけているところかなというふうには思うんですけども、万が一に備えて計画を立てておくということの必要性というのも十分理解できるところでございますので、検討させていただければというふうに思っております。

それから、二つ目でございます。昨今の世界的な事情を考えますと、軍事攻撃ということについて、住民の方、原子力発電所に対してそういうことが起きたら、どういうことが起こるのかということについて、非常に不安になられているというのはよく理解ができるところでございます。

ただ、残念ながら、軍事攻撃に対して原子力発電所の施設で守れということを事業者到我々は求めてはおりません。といいますのは、軍事攻撃のレベルも我々にとっては未知でございますし、その程度は、なかなか対応できるレベルの範囲を施設では越えているところになるかというふうに理解しております。ただし、そういう原子力発電所が重大な攻撃を受けた場合、我々は特定重大事故等対処施設という、御発言にもございましたけれども、そういう特殊な施設、テロに対応するような施設も使うことができますし、また、大規模に原子炉が損壊したときのためのいろんな対策も事業者には求めておりますので、そういう攻撃で大きな損傷が加えた場合、人と環境を守るための対策というのは全面的に原子力規制委員会としても支援をしながら事業者に対応していただくつもりでございます。

また、当然、武力攻撃の事態に陥った場合には、国民保護法に基づいて原子力規制委員会はもちろん技術的にサポートし、事業者は動いていただくことになるんですけども、国が全面的にそういう事故を軽減させるための対応をしていくということになっておりますので、この点については、なかなか施設で対応を、軍事攻撃に対してするということは難しゅうございますけれども、できる限りのことは最大限したいというふうに考えております。

また、かつて世界一厳しい基準をつくったんだという、そういう御発言があったということコメントをいただきましたけれども、私ども、国際的に見て、やはり日本の特徴として地震とか津波、これに対する基準というのは非常に厳しく高いレベルのものを事業者に対して求めて、審査の中でも厳しく見ていっているつもりでございます。

また、未知の知見、新しい知見が得られた場合には、日本の原子力規制委員会はバックフィットという制度を使って、リスクが大きい場合には経過措置を設けずに即時に原子炉

を運転している場合には止めていただいで対応していただくという、そういう強い制度も持っております。

我々自身、原子力規制委員会自身は、世界一厳しい基準に従って審査をしているという、そういう発言は私自身は控えたほうがいいというふうに考えております。このような発言をすることで、あるいは我々が慢心をすることで安全神話に陥っては決していけないというふうに思っておりますし、基準を満たしたからといって100%の安全というものを保証するわけでもございませんし、継続的な安全性の向上というのは原子力規制委員会もしていかなければならないことですし、事業者自身の責任で第一義に安全性の向上は努めていただかねばならないというふうに思っております。

四つ目が廃棄物の処分の問題でございます。処分をどういった方法で要求をしていくか、あるいは促していくかということについては、原子力規制委員会で何か求めているわけではございませんけれども、我々ができることとして、これまでやってきましたのは、地層に、地下に廃棄物を処分する場合の基準をきっちりつくるということと、あるいは、どういところが適地であるかということの考え方を示すということは、これまで数年間積み上げてきたつもりでございます。これからも事業者からこういう処分方法をしたいという提案があれば、そのような基準に基づいて審査をきっちりしていくというのが私どもの努めかというふうに考えております。

○杉山委員 2点目と3点目について、ごく手短に補足させていただきます。

まず、国としての武力攻撃に対して、まず、どんな構えであっても、それを破壊するための攻撃は可能です。それが事実である以上、何かでもって守るという行為は不可能だと思っております。そういう意味では、基本的に本件については政府による外交努力で何とかしていただきたいというのが、まず一義的なものかと思えます。

ただ、そこで重要なのは、我々がそこで話を終えてしまわないことだと思っております。そういったリスクから目を背けないこと。つまり、その中で何かできないかと。例えば、本当にそういった攻撃のリスクが高まったとき、それが何によって判断されるかは今は分かりませんが、とにかく、あるタイミングで炉を止める、その行為自体もかなりの効果があると見込まれます。その上で、何らかの攻撃が実際にあったときに、それに対して、そのダメージを、ダメージと言いましたのは、それによる放射性物質の放出を低減するためにできることは何かあるはずです。

そのときそのときに応じて何かをしようという、そういったことを常に考え続ける姿勢

は、規制及び事業者の両者において必要だと考えております。ですから、今、答えを出すことはできませんけれども、目を背けないことが必要かと考えております。

そして、三つ目の問題ですけれども、既に委員長から回答がありましたけれども、我々、何かの基準をつくって、もうこれでいいんだという、そういった態度は取るつもりはございません。常に今の基準に欠けているものを探し続ける、そういった姿勢を維持することを目標に、目標といいますか、我々の義務だと考えております。そして、同じことを事業者にも求めております。今の状態でいいのか、何か足りないことはないですか、そういったことを問いかけ続けていきます。こういったことで必要な安全性、結果的に必要な安全性が確保されるということを目指しております。

以上です。

○相澤町長（美里町） ありがとうございます。

最後の使用済核燃料の件ですけれども、これは原子力発電を稼働させると必ず付き物で、これは避けて通れない課題だと思いますので、原子力規制委員会の中でも国としてどのような形が適切に早く対応できるのかということを議論していただければありがたいなと思います。住民はその件について大分不安を持っていますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○山中委員長 ありがとうございます。町長からいただいた幾つかのコメント、これは非常に重たいコメントもございます。杉山委員からもお答えさせていただいたように、原子力規制委員会、常に様々な基準、あるいは規則、原災指針も含めて改善をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひとも、これからもコメントいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

大変お待たせいたしました。南三陸町の佐藤町長、お願いをいたします。

○佐藤町長（南三陸町） 残り4分になりましたので、4時半までに終わるように手短にお話をさせていただきたいと思っております。

○山中委員長 申し訳ございません。

○佐藤町長（南三陸町） 南三陸町の佐藤でございます。今日は、山中委員長さんと杉山委員さんにおかれましては、このような機会をいただきまして大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私からは2点ほど要望させていただきたいというふうに思います。まず、1点目です。女川原子力発電所2号機の安全な再稼働についてということですが、これまで御説明

のとおり、女川原子力発電所2号機については新規制基準に基づいてということでのお話がこれまでありました。大規模地震に対応するための耐震工事や29mの防潮堤の設置工事を実施されるなど、女川原発につきましては安全な再稼働に向けて様々な対策が施されているということは、私も視察を何度かさせていただいて認識をいたしております。

今後におきましても、女川原子力発電所2号機の再稼働に向けては、悲惨な原子力災害が発生しないように、近隣住民の安全・安心な生活のための様々な対策を講じながら安全な再稼働に努めていただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

2点目になりますが、原子力発電所2号機の再稼働に関する親切丁寧な地域住民への説明と、外部への正確な情報発信をお願いしたいということでもあります。御案内のとおり、厳しい基準に適合しているからといいまして、先ほどからいろいろお話がありますように、必ずしも安全・安心であるとは受け入れられない方々もたくさんいらっしゃるということは事実であります。南三陸町は水産業を基幹産業といたしております。しかしながら、福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出による風評被害によりまして、町の水産物が一部の国への輸出が制限をされているという現実にあります。このことで、第一次産業を営む方々への経済的被害が現実にかけている状況がございます。原子力規制委員会の皆さんにおかれましては、この事実を御理解いただいて、今後とも丁寧な説明と外部への正確な情報発信を引き続きお願いを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

以上、南三陸町からは2点、お願いしたいというふうに思います。

○山中委員長 ありがとうございます。まず、女川原子力発電所の基準適合性、これが維持されているかどうか、安全性についての厳正な検査を私どもするのが努めであるというふうに思っておりますし、当然、審査に許可を得たからといって、私ども、決して、その後、監視を緩めるつもりはございませんので、今後も事業者自身は自主的な安全性向上に努めていただく必要はあろうかと思っておりますけれども、我々規制機関としては厳正な検査を続けていきたいというふうに思っておりますし、お約束したいというふうに思っております。

また、活動について住民の方々に分かりやすく説明をしていくという、規制についての分かりやすい説明というのは、私、委員長に就任してきた当初から職員にもお願いをして指示をしているところでございますので、ぜひ、そういう御要望があれば、いただければ、ぜひ現場に赴きたいというふうに思っておりますし、委員長自身、あるいは委員がこういう場で御説明をする機会というのがまた与えていただけるようであれば、ぜひとも、ま

た伺いたいなというふうに思っております。

また、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めるために、その一つの大きなプロセスとしてALPS処理水の海洋放出というのは、長年、原子力規制委員会は、すべきであるという、科学的・技術的に基準を満たした放出であれば安全であるという主張をさせていただきます。

ただ、社会的な影響というのが非常に大きいということも十分理解した上で、国内外への分かりやすい情報発信、あるいは我々の規制プロセスということについて第三者に評価していただくということについても、繰り返し行ってまいりたいというふうに思っております。この点、御理解をいただければというふうに思います。

杉山委員から、何か追加でございますか。

○杉山委員 2点目のALPS処理水放出に関して、風評被害というものに対して、何と申しますか、我々が、非常に悔しいのですけれども、事実を分かりやすく世間にお伝えする、説明するということがなかなかできません。実際のところ、風評被害というのが、もはや心配から来ているというよりも、何となく、さらに分かった上で、あえてというようなフェーズに来ているようなところもございます。それに対して、我々が直接それを何とか是正しようというアクションを取ることは残念ながらできません。我々の役割としては、やはり反論の余地のないほど明確な説明でもって今のやり方の妥当性を示していくことしかないと思っております。

○佐藤町長（南三陸町） ありがとうございます。引き続き、よろしく願い申し上げたいと思います。

○山中委員長 引き続き努力してまいりたいというふうに思います。

2分ほど時間を超過しました。さらに知事、市長、町長の皆様から御意見、コメント、御質問いただきたいところがございますけれども、時間も少し超過しているようでございますので、ここで最後に東北電力から一言、言葉をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○樋口取締役社長（東北電力株式会社） すみません、時間のない中。

本日は、皆様から様々な課題、そして御認識を聞かせていただきました。御意見等もお聞かせいただきました。事業者として、できることをしっかりやっていかなくちゃいけないというふうに思いますし、特に、丁寧な説明、そして外部への正確な発信という意味では、私どもも事業者としてしっかりやっているつもりですけれども、今日のお話を聞きま

すと、まだまだ安全性の向上についての訴求がまだ不足しているなということを感じさせていただきました。

そういう意味で、火災防護で工事が数か月延びるということで、これについてもしっかりと安全確保を最優先に進めて再稼働につなげてまいりたいというふうに思いますので、どうぞ御指導のほど、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。○山中委員長 本日、このような貴重な場を設けていただきましてありがとうございます。また、もう一度、そのような機会があれば、また改めて御質問や御意見に対してお答えをさせていただければというふうに思います。今日いただきました貴重なコメントにつきましては、我々原子力規制委員会、常に改善を目指しておりますので、持ち帰りまして原子力規制委員会で議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、以上をもちまして原子力規制委員会と女川原子力発電所地元自治体、東北電力を交えての意見交換を終了させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。